

# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

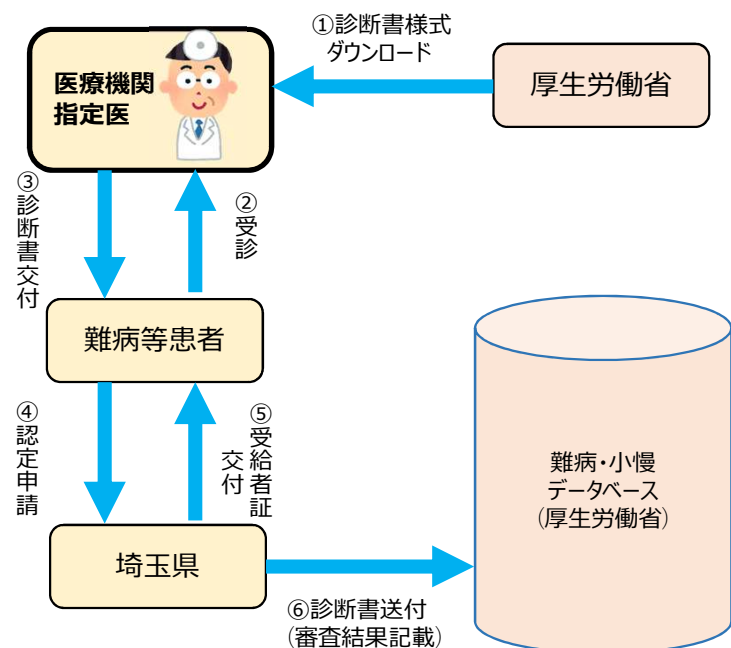
資料 2

## 事業概要

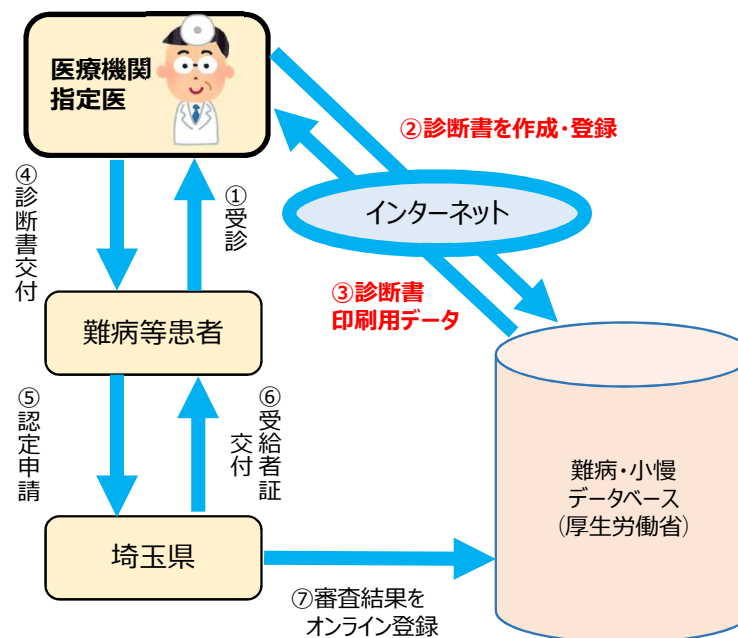
厚生労働省では、難病に係るデータベースをより活用しやすいものとし、治療研究を一層推進するため、臨床調査個人票のオンライン登録（インターネットを経由した登録）を進めています。  
指定難病の臨床調査個人票のオンライン化開始時期は令和5年11月を予定しております。

## 変更のイメージ図

### 【現行】



### 【新システム稼働後】



# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

## 新システム利用による指定医の負担軽減（例）

- ◆ 前回値踏襲機能 ▶ 前年度以前のデータの再利用により、指定医の入力負荷が軽減されます。
- ◆ 連携機能 ▶ 転院時等の患者から受領したアクセスキーを入力し検索することで、他医療機関の臨床調査個人票の閲覧、更新登録、データ出力が可能
- ◆ チェック機能 ▶ 診断書の作成時に入力内容がチェックされ、記載漏れ等が防止されます。
- ◆ 自動計算機能 ▶ 手動で計算している合計値や指標等を、自動計算にすることで、指定医の計算に係る負荷が軽減されます。

## 診断書のオンライン登録に係る詳細について

厚生労働省から示された最新情報を随時、以下の埼玉県ホームページに掲載していますので御確認ください。

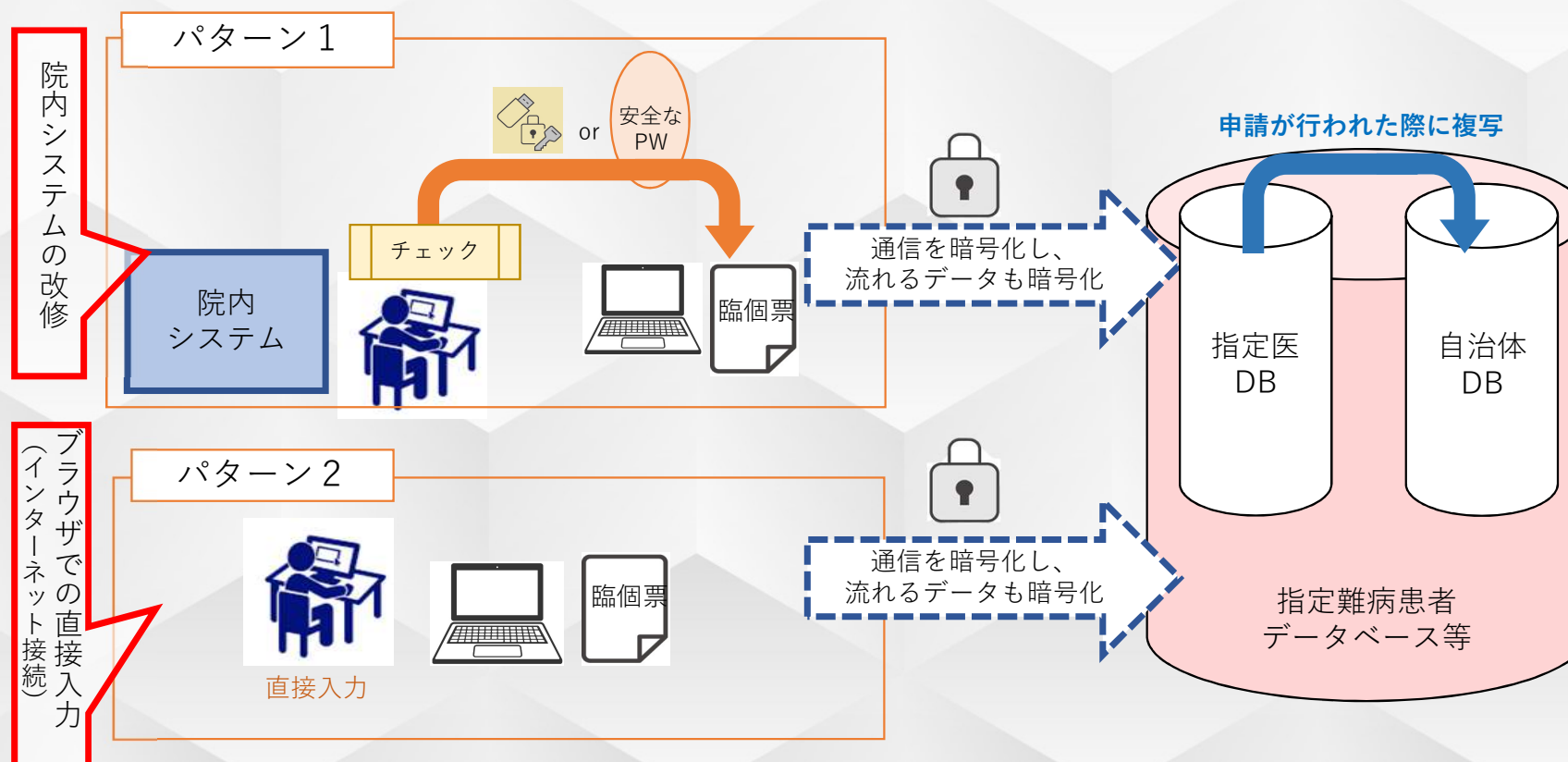
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/nanbyo/siteii.html#sindansyoonline>

# 臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録について

## オンライン登録開始後の医療機関の対応

以下のいずれかによる対応となります。

- パターン1** 院内システムを改修し、作成した臨床調査個人票をシステム連携によりデータベースへ登録
- パターン2** 指定医がインターネット接続のPC端末によりデータベースに接続し、臨床調査個人票を作成・登録
- パターン3** 各医療機関における従来どおりの方法で診断書を作成（提出された臨床調査個人票を県がデータベース登録）



# 埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業について

## 事業概要

埼玉県では、今回、オンライン化のための院内システム改修や物品購入等の医療機関が実施する環境整備に対し、新たに補助（埼玉県臨床調査個人票電子化等推進事業）を行います。

## 補助内容等

対象医療機関	難病指定医が勤務する医療機関
補助対象内容	診断書のオンライン登録のための環境整備費用（パソコン等の購入費、院内システム改修費）
補助額	経費額の1/2（1医療機関当たりの補助上限額：5万円）

## 補助事業に係る今後の流れ（予定）

項目	時期	内容
所要額調査	第1回 令和4年6月実施 第2回 令和4年8月実施	医療機関から県に電子申請により回答
補助金交付申請	令和4年11月15日（火）～令和5年1月11日（水）	医療機関から県に交付申請書を提出 ※申請方法については、別途、本所要額調査で補助を希望された医療機関に電子メールで御連絡します。
医療機関の環境整備	県からの補助金決定通知後	医療機関がシステム改修、物品購入等を実施
事業実績報告	× 令和5年3月17日（金）	医療機関から県に事業完了に係る報告書を提出
補助金支払	実績報告後随時	県から医療機関に実績報告に基づき支払い